

家畜衛生だより

令和4年11月

中央家畜保健衛生所
村山地域家畜畜産物衛生指導協会
〒990-2161山形市漆山736番地
Tel 023-686-4410
Fax 023-686-5715

飼養衛生管理基準改正後の重要点 (牛、水牛、鹿、めん羊、山羊 編)

家畜の飼養衛生管理基準は、家畜伝染病予防法に基づいて定められています。

家畜の所有者が遵守しなければならない「飼養衛生管理基準」が令和2年～令和4年にかけて改正され、飼養衛生管理者の設定、衛生管理区域の明確化と水際対策の強化、飼養衛生管理マニュアルの作成 等が措置されました。

今回は、あらためて主な改正点についてお知らせします。

① 家畜の所有者の責務

- 農場ごとに「飼養衛生管理者」を選任する
- ただし、大規模農場においては畜舎ごとに選任する

② 飼養衛生管理マニュアルの作成、従事者等への周知徹底

農場ごとにマニュアルを作成し、関係者へ周知する【R4.2月から】

③ 衛生管理区域の設定と出入りの際の対応

- 衛生管理区域専用の衣服・長靴を設置し、出入りする車両や手指の消毒を行う
- 各畜舎にも専用の長靴を設置する
- 衛生管理区域内の整理整頓・消毒を定期的に行う

④ 野生動物に家畜伝染病の感染が確認された場合

その地域に立ち入った者の立入を制限し、その地域で生産された飼料・敷料等を利用する場合は、家畜保健衛生所の指導に従う

⑤ 愛玩動物の飼育禁止

⑥ ネズミ及び害虫の駆除

薬剤の散布、粘着 シートの設置などの措置を講じる

⑦ 放牧制限の準備【R3.10月から】

放牧の停止または制限があった場合に備え、避難用設備の確保、出荷・移動のための準備をする

詳細については下記の農林水産省HPをご参照ください

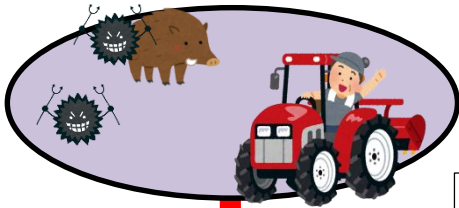
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

～飼養衛生管理基準改正のポイント～



飼養衛生管理者を選任して連絡体制を確保し、疾病発生予防に努めましょう

飼養衛生管理に係るマニュアルを作成し周知徹底しましょう
【R4年2月から適用】



感染確認地域に立入した場合、衛生管理区域への立入は制限されます



区域内で汚染した物品を搬出、他の畜産関係施設で使用した物品を搬入する際は消毒が必要です



入口で管理区域内専用の衣服と靴(衛生的な上着やブーツカバーも可)、に着替え、車両を消毒する必要があります

出入口



畜舎の出入りの際は、交叉汚染防止のため一方通行の導線を確認しましょう

畜舎ごとに専用の靴、又は消毒の必要があります



衛生管理区域の明確化
(飼料タンクや堆肥舎を含むように設定)

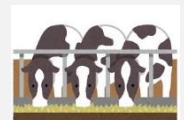


管理区域内での
愛玩動物の持込・飼育禁止!

ネズミや害虫の駆除
敷地の定期的な消毒
資材の整理整頓



放牧が停止、制限される事態に備え、避難設備と移動手段の準備が必要です。



近隣で伝染病が発生したときなど、重要な情報が「家畜衛生だより」としてFAXや郵送、メールが届きます。
ご確認ください!